

3 5 生物多様性の保全に関する「愛知目標」の達成に向けた取組について

(環境省)

【内容】

- (1) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向け、自治体による生物多様性地域戦略策定の取組への支援を強化すること。
- (2) 生物多様性損失の防止に向け、開発に伴うミティゲーション措置の具体化など、生物多様性の総量の保全・創出に積極的に取り組むこと。
- (3) 「生物多様性自治体ネットワーク」の充実・発展による自治体の取組向上に向け、引き続き国として積極的に取り組むこと。

(背景)

愛知目標の達成に向け、緑地や水辺など具体のフィールドを持つ自治体の役割の重要性が認識され、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定の促進が必要とされる中、市町村における戦略の策定は進んでおらず、本県においても2市にとどまっている状況であり、国の財政支援が必要である。

- 本県では、COP10で採択された「愛知目標」の達成に向け、分断された生物の生息空間をつなぐ生態系ネットワークの形成を進めている。

「愛知目標」の達成に向けた行動計画として策定した「あいち生物多様性戦略2020」(本年3月に策定)では、生態系ネットワークの形成を進めるにあたり、地域開発が行われる際に失う自然を他の地域で代償するミティゲーションの仕組みを組み合わせた「あいち方式」を中核的な取組と位置付け、その県内展開を図ることとしている。

しかしながら、この取組は、国内でも例のない新しいものであることから、今年度から2年間試行的に行い、成果の検証、課題の整理等、さらには必要な改善を行いながら、定着化を図っていくこととしている。愛知目標の達成に向けては、経済と環境保全の調和を目指し、開発に伴うミティゲーションの具体化など、生物多様性の総量の保全・創出に向け、国の積極的な取組が不可欠である。

自治体が行う生物多様性の取組の重要性が増していることから、自治体間の連携・交流を目的として、国や本県等が主導して設立した「生物多様性自治体ネットワーク」の活動を充実・発展させるため、引き続き国としても積極的に取り組むことが必要である。

(参 考)

「あいち方式」による生態系ネットワークの形成

県民、事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーションしながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出
生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら「生態系ネットワーク」の形成を推進

「人と自然が共生するあいち」を実現する、「あいち生物多様性戦略 2020」の行動計画を統合的に推進・実現していくための仕組み

